

議案第70号

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

市川市長 村越 祐民

市川市条例第 号

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12章 本市の区域の外にある事業所の特例（第194条）」を「第12章 書面の作成等に関する特例（第194条）」に改める。

第13章 本市の区域の外にある事業所の特例（第195条）」

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第49条第4項第1号及び」を加え、

同項第2号中「いう」の次に「。第49条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第49条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第49条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第49条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第49条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第49条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第49条第4項第8号及び」を加える。

第14条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。)」を加える。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年千葉県条例第2号）」を「市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第30号）」に改める。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を

策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと(利用者又はその家族(以下この項、第61条の17第1項及び第89条にお

いて「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。)ができるものとする。))を加え、同条第3項中「派遣する者」の次に「等」を加え、「その他の本市が実施する事業」を「等」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、

前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）」を、「との」の次に「密接な」を、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を

提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第61条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「第42条」を「から第42条まで」に改め、「第20条」の次に「中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と、第33条の2第2項」を加え、「第34条第1項及び第35条」を「第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、「第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と」を削る。

第61条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第61条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第61条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第61条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。))ができるものとする。）」を加え、同条第4項中「派遣する者」の次に「等」を加え、「その他の本市が実施する事業」を「等」に改める。

第61条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「読み替える」を「、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替える」に改める。

第61条の20の3中「、第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条に」を「第35条第1項に」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」の次に「、第55条

中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とを加え、「第61条の13第3項」を「第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、「この節」とあるのは「次節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改め、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」の次に「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護について知見を有する者」と」を加える。

第61条の34中「ごとに」の次に「、」を加え、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第61条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に、「第61条の13第3項」を「第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に、「第61条の27第4項」を「第61条の26第4項」に改める。

第66条第1項中「又は施設」の次に「(第68条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第67条第2項中「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)」を削り、「第84条第7項」の次に「、第112条第9項」を加える。

第68条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の次に「又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第75条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第61条の17第1項」を「第55条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、「この節」とあるのは「第6章第3節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の17第1項」に改める。

第84条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第85条第3項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に改める。

第89条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。))ができるものとする。)」を加える。

第102条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第110条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第61条の11第2項中」

を「第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、」に、「第61条の13第3項」を「第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第112条第1項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第112条第5項中「、共同生活住居」を「、指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「共同生活住居に」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所に」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事

業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下この章において同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、規則で定める研修を修了している者を置くことができる。

第113条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第123条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第124条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第125条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第125条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第130条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第61条の11第2項中」を「第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」に改め、「第8章第4節」との次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加え、「、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と」を削る。

第140条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第147条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第148条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第148条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な

範囲を超えたもの等により地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第61条の11第2項中」を「第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、」に改め、「第9章第4節」との次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を、「2月」との次に「、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第154条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第4号に掲げる者を置かないことができる。

第154条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「。以下同じ」を削り、「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第155条第1項第1号ア(イ)ただし書中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第160条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。)」を加える。

第161条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと(入居者又はその家族(以下この項において「入居者等」という。))が参加する場合にあってはテレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得た場合に限る。))ができるものとする。)」を加え、「以下この章」を「第11項」に改める。

第166条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第166条の2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔^{くう}衛生の管理)

第166条の3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第171条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第172条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第172条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ

相当な範囲を超えたもの等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第174条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第178条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第180条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「指定居宅介護支援」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。)」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第61条の11第2項中」を「第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、」に改める。

第193条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第61条の11第2項中」を「第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、」に、「第61条の13第3項」を「第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に、「及び第99条」を「並びに第99条第2項及び第3項」に改める。

第194条を第195条とする。

第12章を第13章とし、第11章の次に次の1章を加える。

第12章 書面の作成等に関する特例

第194条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、第4章から

前章までの規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第13条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第180条及び第193条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第158条第1項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、第4章から前章までの規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4項から第6項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に関する経過措置）
- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第3項、第32条、第41条の2（改正後の第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第180条及び第193条において準用する場合を含む。）、第

57条、第61条の12（改正後の第61条の20の3において準用する場合を含む。）、第61条の34、第75条、第102条（改正後の第193条において準用する場合を含む。）、第124条、第147条及び第171条の規定の適用については、改正後の第4条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の第32条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、改正後の第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の第57条、第61条の12、第61条の34、第75条、第102条、第124条、第147条及び第171条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条の2（改正後の第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第180条及び第193条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と読み替えるものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第34条第3項（改正後の第61条において準用する場合を含む。）及び第61条の16第2項（改正後の第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条及び第193条において準用する場合を

含む。)の規定の適用については、改正後の第34条第3項及び第61条の16第2項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第61条の13第3項(改正後の第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条及び第193条において準用する場合を含む。)、第125条第3項、第148条第4項及び第172条第4項の規定の適用については、改正後の第61条の13第3項、第125条第3項、第148条第4項及び第172条第4項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 6 当分の間、改正後の第155条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニット(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)のうち、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、改正後の第154条第1項第3号ア及び第172条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案してこれらの者を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを

含み、令和3年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第155条第1項第1号ア(ウ)後段の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に関する経過措置)

- 8 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第166条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(口腔^{くわう}衛生の管理に関する経過措置)

- 9 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第166条の3の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 10 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第174条第2項第3号の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 11 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、改正後の第178条第1項の規定の適用については、同条中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

理 由

国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、感染症又は災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務付けるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。